落札後の注意事項等について

1　権利移転手続き

入札終了後、大阪府公安委員会（大阪府警察本部交通部駐車管理課）が落札者等へメールにて、落札した公売財産の売却区分番号、大阪府警察本部交通部駐車管理課（以下「駐車管理課」といいます。）の所在及び連絡先等をお知らせします。

メール確認後、できるだけ早く駐車管理課へ電話にて連絡を行い、権利移転手続きについて説明を受けてください。

(1)　必要な費用

ア　動産

買受代金（落札価額－公売保証金額）

イ　自動車

買受代金（落札価額－公売保証金額）

ウ　不動産

(ｱ)　買受代金（落札価額－公売保証金額）

(ｲ)　登録免許税相当額（※　登記内容によって代金が異なる。）

※　注意事項

必要な費用は、期限までに駐車管理課が確認できるように一括で納付してください。

買受代金納付期限までに、駐車管理課が納付を確認できない場合があります。

上記以外に必要書類の郵送料、物件の配送料、振込み手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

(2)　必要書類

必要書類の一部は、大阪府警察ウェブサイトより印刷することができます。

書類については、買受代金納付期限までに駐車管理課へ提出してください。

ア　動産

(ｱ)　駐車管理課から落札者等へ送信したメールを印刷したもの

(ｲ)　最高価申込者連絡先記入書

(ｳ)　買受代金納付書

(ｴ)　買受財産領収証書

(ｵ)　落札者等の本人確認書類

a　落札者が法人の場合

(a)　商業登記簿謄本

(b)　代表者等の運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

b　落札者が個人の場合

(a)　運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方

は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

(b)　保管依頼書（保管を希望する場合）

(c)　送付依頼書（送付を依頼する場合）

イ　自動車

(ｱ)　駐車管理課から落札者等へ送信したメールを印刷したもの

(ｲ)　最高価申込者連絡先記入書

(ｳ)　買受代金納付書

(ｴ)　買受財産領収証書

(ｵ)　所有権移転登録請求書

(ｶ)　自動車保管場所証明書（発行後１か月以内のものに限る。）

(ｷ)　移転登録申請書（OCRシート（第１号様式））

※　車検切れ自動車の場合は、一時抹消登録申請書、OCRシート（３号様式の２）も必要になります。

(ｸ)　保管依頼書（保管を希望する場合）

(ｹ)　郵送時点で定められた郵便切手代金（大阪府外での登録の場合）

(ｺ)　手数料納付書（定められた自動車検査登録印紙を貼付したもの）

(ｻ)　委任状（陸運支局等用）（国土交通省ウェブサイト掲載）

(ｼ)　落札者の印鑑証明書

(ｽ)　落札者等の本人確認書類

a　落札者が法人の場合

(a)　商業登記簿謄本

(b)　代表者等の運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

b　落札者が個人の場合

運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

ウ　不動産

(ｱ)　駐車管理課から落札者等へ送信したメールを印刷したもの

(ｲ)　最高価申込者連絡先記入書

(ｳ)　買受代金納付書

(ｴ)　所有権移転登記請求書

(ｵ)　登録免許税相当額の印紙または領収証書

(ｶ)　固定資産評価証明書

（「固定資産評価証明書発行依頼方法について」を郵送しますので所轄の市役所等にご自身で請求してください。）

(ｷ)　公売財産が農地である場合等は、農業員会等の発行する権利移転の許可証又は届出受理書

(ｸ)　郵送時点で定められた郵便切手代金

（公安委員会と所轄の法務局との間で登記嘱託書などを送付するために必要となります。）

(ｹ)　落札者等の本人確認書類

a　落札者が法人の場合

(a)　商業登記簿謄本

(b)　代表者等の運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

b　落札者が個人の場合

運転免許証、マイナンバーカードその他住所及び氏名が明記され、落札者の写真が添付されている本人確認書類（運転免許証等をお持ちでない方は、住民票等の住所及び氏名を証する書面並びにパスポート等の写真付き本人確認書類）

(3)　物件の権利移転および引渡しについて

ア　動産

(ｱ)　直接引渡しの場合

駐車管理課の案内に従い、公売財産を引き取ってください。

引渡し場所は、物件詳細ページで確認してください。

公売財産を第三者に保管させている場合は、落札者は公安委員会から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。

(ｲ)　宅配便等で引き取る場合

駐車管理課が買受代金の納付及び必要書類の到達を確認した後に、公売財産を発送します。

なお、送付費用は落札者の負担となります。

また、公売財産が美術品等で特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ駐車管理課に相談してください。

イ　自動車

(ｱ)　権利移転手続

駐車管理課は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（登録）を行います。

(ｲ)　直接引渡しの場合

駐車管理課の案内に従い、公売財産を引き取ってください。

売却決定後（入札終了の７日後）、駐車管理課が買受代金の納付を確認した後に、引き取りが可能となります。

買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります（詳細は落札後にいただく電話等で説明します。）。

※　注意事項

自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持込む必要があります。

ウ　不動産

権利移転手続

駐車管理課は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（不動産登記の嘱託）を行います。

開札日から所有権移転の登記完了までには、１ヶ月半程度の期間を要します。

なお、駐車管理課は落札者への不動産登記簿上の所有権移転等の登記は行いますが、実際の引渡しは行いません。

(4)　落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払い又は公売財産の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払い又は公売財産の引き取りを行えます。

その場合、委任状、落札者本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本等）及び代理人の身分証明書等が必要となります。

詳細については、大阪府公安委員会インターネット公売ガイドラインをご確認ください。

※　注意事項

落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は引き取りを行う場合も、その従業員が代理人となり、前記のとおり、委任状等が必要となります。

(5)　権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権等の権利は落札者に移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認・許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

２　重要事項

落札者の権利移転手続における重要な事項ですので、必ず確認してください。

(1)　危険負担

買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。

したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び紛失等による損害の負担は、落札者が負うことになります。

(2)　契約不適合責任

公安委員会及び駐車管理課は、公売財産の種類又は品質に関する不適合については契約不適合責任を負いません。

(3)　引渡し条件

公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。

(4)　公安委員会の引渡し義務

ア　「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合

公安委員会は、「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売財産の引渡しを行います。

落札者は、「売却決定通知書」を保管人に提示して公売財産の引渡しを受けてください。

当該保管人が現実の引渡しを行う義務を負いません。

イ　公売財産が不動産の場合

公安委員会は、落札者への不動産登記簿上の所有権移転等の登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。

物件内の動産類やゴミ等の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等は、全て落札者自身で行ってください。

また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行ってください。

公安委員会及び駐車管理課は関与しません。

(5)　返品・交換

落札された物件は、いかなる理由があっても返品・交換できません。

(6)　保管費用

買受代金納付期日に公売財産を引き取らない場合、保管費用が発生する場合があります。

(7)　落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

買受代金が売却決定期日までに公売財産にかかる放置違反金等の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。

この場合、納付された公売保証金は返還されます。

買受代金の納付前に、滞納者等から不服申立て等があった場合、公売の手続は停止します。

手続の停止中は、落札者は買受けを辞退できます。

買受けを辞退した場合、納付された公売保証金は返還されます。

なお、公売保証金の返金には、４週間程度かかることがあります。

※　注意事項

入札方式が入札形式による公売で、公売財産が不動産等の場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含みます。

３　落札後の注意事項等に関する問い合わせ先

問い合わせ先：大阪府警察本部交通部駐車管理課（執行第二係）

電話番号　06－6943－1234（内線709－371）

受付時間　9:00～17:00（土日、祝日及び年末年始を除く。）

以　上